

広報 あかいけ

59年

3月

No.254

発行所 赤池町役場 編集 総務課 文書広報係 ☎(代表) 2004
 印刷所 赤池印刷 毎月 1回発行



中尾保育所で

(として保存してください)

早春

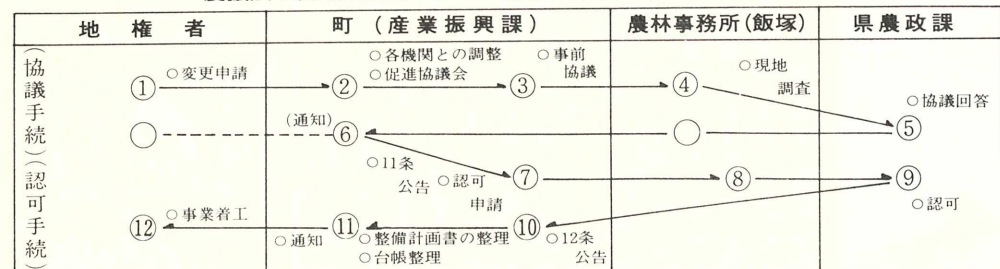
『花の色は霞にこめて見せずとも香をだにぬすめ
 春の山風』福智の山裾には、細い雲がまるで墨を流
 したようにたたずむ。水温み、鳥は鳴き、霞の衣の
 中を窯元的一条の煙が西へ棚引く。

3月3日は桃の節句、平安時代には草もちを食べ
 ることが多く、中世には桃の花を浮かべた桃花酒を
 飲む風習もありました。中世から民間に白酒が広ま
 り出し、桶を天秤でかついで白酒を売り歩く風習が
 見られました。

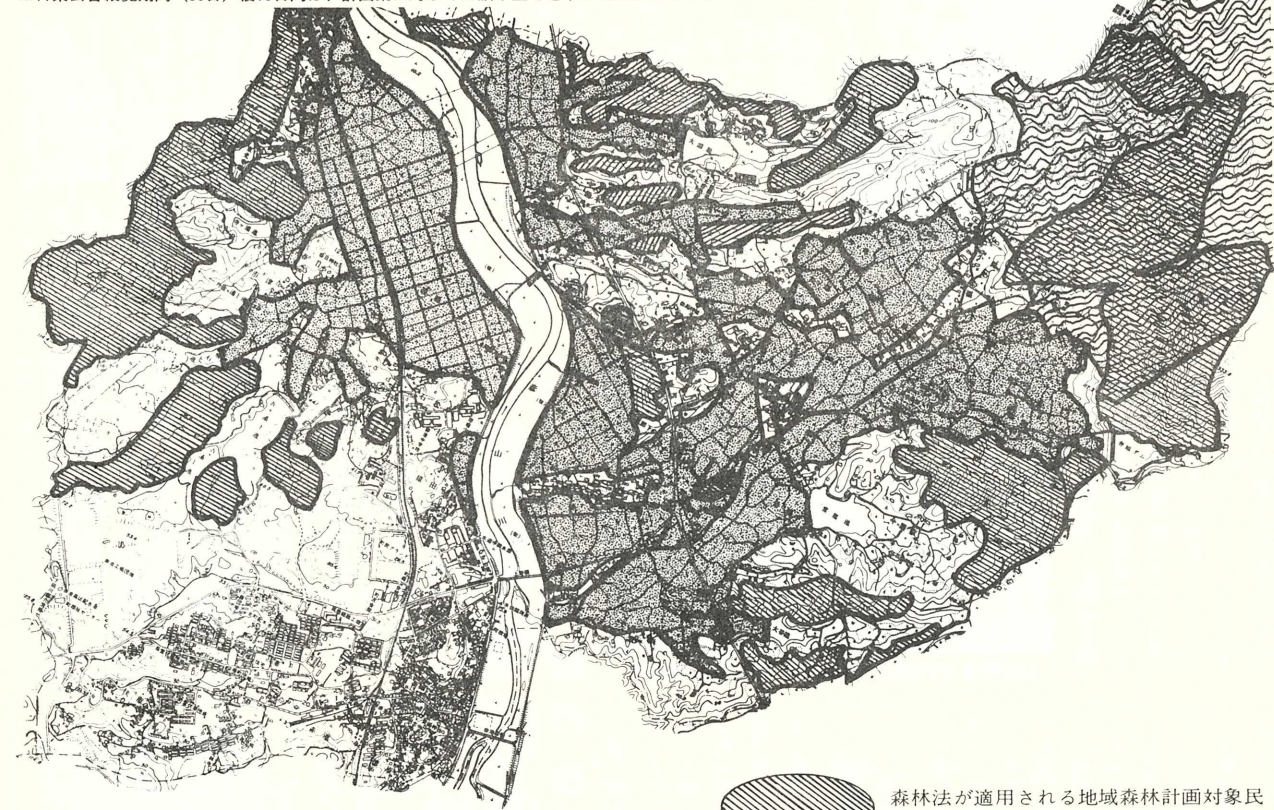
3月は、定例議会が開かれます。この中で今年の
 町政の骨組みとなる昭和59年度予算が審議されます。

お母さんが先生です ————— 新入学(園)児を交通事故から守りましょう

農振法の農用地区域における農地転用等の計画変更事務処理手続



※表は主として「1,000㎡以上、2ha以下の土地を農用地区域から除外する場合」「1ha以上の土地の用途区分の変更（田→畑、畑→農舎等農業用施設用地）の場合」「1ha以上の土地を農用地区域へ編入する場合」の事務処理です。
 ※11条公告縦覧期間（30日）後15日間は、計画案に対して異議申立てをすることができます。



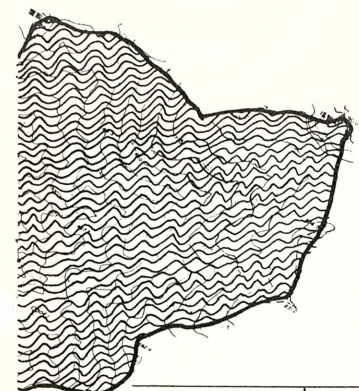
- 森林法が適用される地域森林計画対象民有林
- 農振法が適用される農用地区域
- 自然公園法が適用される北九州国定公園地域

各規制に対する問い合わせは
 ● 農業振興地域の整備に関する法律……産業振興課・農政係
 ● 森林法……
 ● 自然公園法……産業振興課・商工観光係
 ● 国土利用計画法……総務課・企画係

※地図は略図であり実際の地域とは多少異なります。

赤池

町にはこのような土地規制が適用されます



赤池町は都市計画区域を設定していませんが、農地転用や開発に対しては、表のような規制が適用されます。
 農用地の変更計画や開発計画のある方、また国定公園内の動植物土石の採取などには、ご注意ください。
 なお、ここに掲げた法律は、土地規制についての主なもので、このほか、各種行為にはそれぞれの法律が適用されます。

	国土利用計画法	農業振興地域の整備に関する法律	森林法	自然公園法
趣旨	総合的かつ計画的な国土の利用をはかることを目的とし、土地利用規制を通じて乱開発を未然に防ぐと共に土地の投機的取引と地価の高騰を抑制することによって地価の安定を図る	農用地等として開発し、利用すべきものとして、農用地区域に含まれた土地の農業上の利用を確保し、総合的に農業振興をはかるべき地域の計画的な整備をはかる。	保安林制度との連けいをはかりつつ森林の土地の適正な利用を確保し、森林が現に有する公益的機能の維持（災害防止、水源かん養、環境保全）および森林の保続培養、生産力の増進をはかる。	すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進をはかり保健・休養および教化に資することを目的とする。
規則の内容	1万平方メートル(1ha=1町)以上の土地(合計すると1万平方メートル以上になる一団の土地を構成する部分を含む)について土地売買等(売買予約譲渡担保交換、代物弁済など)の契約を締結しようとする場合は、町を経由して県知事に届け出なければならない。届け出後6週間以内は契約を締結してはならない。(届出制)	農用地区域 ①農地転用についての原則禁止 ②指定用途利用についての勧告 ③開発行為の規制	左以外の農業振興地域 ①農地転用についての規制 ②開発行為についての勧告	地域森林計画の対象となっていない民有林において土石または樹根の採掘、開墾、その他の土地の地質を変更する行為は県知事の許可を受けなければならない。 開発行為の規模…… 1ha(1町=1万平方メートル)以上 また、立木を伐採する場合はあらかじめ県知事に届出書を提出しなければならない。
適用除外	一団の土地として届け出の面積以上となる住宅地の分譲等をする場合は、あらかじめ土地に関する権利の移転または設定の予定対価の額が、届け出の勧告基準となる価格に該当しないことについて県知事の確認を受け、この確認された価格の範囲内で土地取引を行う場合に限って届け出制の適用除外となる。(事前確認制)	①について ○土地利用法による事業認定に告示のあったもの ③について ○国等の行うもの ○土地改良事業の施行として行われるもの ○通常の管理行為および軽易な行為 ○公益性が特に高いと認められるもので農業振興地域整備計画の達成に支障をおよぼすおそれのないもの	①について ○国・県による転用 ○土地収用法による使用するもの	○土作物の新築改築または増築 ○木材の伐採・広告物の設置・表示 ○鉱物の採掘、または土石の採取 ○土地の開墾その他土地の形状の変更 ○屋根壁面・へい・橋などの色彩の変更などは、県知事の許可を受けなければならない。
罰則	6箇月以下の懲役または30万円以下の罰金	1年以下の懲役または10万円以下の罰金	20万円以上の罰金	6箇月以下の懲役または10万円以下の罰金

中・高校生のみなさん 福祉について いっしょに考えてみませんか

赤池町社会福祉協議会では、次のとおり中・高校生を対象として福祉について勉強し、語り合うことを目的に「春休み福祉体験」を実施します。参加費は無料です。

これからの社会福祉の最大の課題は、ひとりぐらしの老人や障害をもった人々たちを、生まれ育ったところで、家にいるまま、どのようにして支援し、社会の一員として励まし、自活させるかという、いわゆる在宅福祉サービスの強化にあると思われまます。こうした活動には、私たちがはじめ、地域に住むけれどもボランティア精神を発揮し、共に生きるもの同志の共感をもって支えあうことが必要です。

そこで、春休みの間に、このような方がたへの理解を高め、真の福祉の時代をめざすため、中・高校生のみなさんと共に考え、語りあう機会が設けられました。

▽とき/三月二十八日(水)から二十九日(木)まで

▽ところ/赤池町民会館

▽対象者/中・高校生

▽定員/三十人(定員に足りない)

▽申込み/三月十七日までに社協事務局へ電話で(☎四六四六)

- 3月のこよみと行事**
- 和名 弥生(やよい)
- 風も雨も日ましにあたたかく草木がましましに生い茂る月という意。
- 1日(木) 全国緑化運動 家出少年発見保護活動月間
 - 3日(土) 耳の日 桃の節句 啓蟄
 - 5日(月) 消防記念日
 - 7日(水) 心配ごと相談(福祉センター)
 - 8日(木) 国際婦人デー
 - 9日(金) 解放講座(中井研所)
 - 15日(木) 所得税確定申告締切り
 - 17日(土) 赤池中学校卒業式 上野・市場両小学校卒業式 彼岸入り
 - 19日(月) 心配ごと相談(福祉センター)
 - 20日(火) 乳児保育相談(町民会館)
 - 21日(水) 春分の日
 - 22日(木) 三種混合(町民会館)
 - 23日(金) 放送記念日
 - 24日(土) 解放講座(福祉センター)
 - 25日(日) 世界気象記念日
 - 27日(火) 小中学校卒業式
 - 28日(水) 電気記念日
 - 心配ごと相談(福祉センター)
 - 春休み福祉体験(中井研所)